

平成 30 年 11 月  
海洋・環境政策課

## 海洋環境保護委員会第 73 回会合（MEPC 73）審議結果

【日 程】平成 30 年 10 月 22 日（月）～26 日（金）（於 IMO 本部）

【出張者】（国交省関係）

海事局船舶産業課	齋藤課長（MEPC 議長）
海洋・環境政策課環境渉外室	今井室長、大西推進官、岩城専門官
総合政策局海洋政策課	井上渉外官
日本船舶技術研究協会	古賀ユニット長、野間主任研究員、河井チーム員

【議 題】

- 議題 1 議題の採択
- 議題 2 他の機関の決定
- 議題 3 義務要件の検討・採択
- 議題 4 バラスト水中の有害水生生物
- 議題 5 大気汚染及びエネルギー効率（EEDI、最低出力、SOx 等）
- 議題 6 国際海運のエネルギー効率向上のための技術的・運航的手法（DCS）
- 議題 7 船舶からの GHG 排出削減（GHG 削減戦略） 前週に GHG 中間会合を開催
- 議題 8 船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプラン策定
- 議題 9 北極海域における重質燃料油の使用・保持リスクの削減策
- 議題 10 特別海域（SA）・排出規制海域（ECA）・特別敏感海域（PSSA）の指定・保護
- 議題 11 汚染防止・対応（PPR 小委員会からの報告事項）
- 議題 12 その他の小委員会からの報告
- 議題 13 海洋環境保護のための技術協力活動
- 議題 14 新たな対策の実施のための能力構築
- 議題 15 委員会・小委員会の作業計画（バラスト水に関する新規議題提案）
- 議題 16 委員会の作業方法の適用
- 議題 17 議長・副議長の選出
- 議題 18 その他（水生生物の船体付着、水中騒音等）
- 議題 19 委員会の報告書の検討

## 主な論点と審議結果

### 1. バラスト水関係（議題4、15）

#### 【経緯】

#### （1）バラスト水処理装置（BWMS）試運転時のサンプリング分析

2016年10月のMEPC 70において、BWMSの試運転時に、バラスト水の水質基準（D-2基準）に適合することを確認することが合意された。これを受け、本年4月のMEPC 72において、試運転時の具体的なD-2適合確認方法（サンプリング分析の方法等）や、そのための条約改正案について、各国に提案を求めることとなった。

#### （2）緊急対応方法（Contingency measure）

2017年7月のMEPC 71において、バラスト水管理条約の円滑な実施のため、条約運用上の各種データを収集・分析するとともに、BWMSを正しく設置・運用した場合にあっては、PSC等で水質基準への不適合が判断されても罰則を課さないこととする経験蓄積期間（EBP）の設置が合意された。また、そのような場合の緊急対応方法（Contingency Measure：寄港国との協議の上、港湾内での排水を認めるといふもの）のガイダンスが策定された。本年4月のMEPC 72では、上記の緊急対応方法を、各船舶が作成・保有するバラスト水管理計画書に追記することに合意し、何時までに追記を行うべきか、各国に提案を求めることとなった。

#### （3）新規作業計画

経験蓄積期間（EBP）には、①データ収集、②データ分析、③条約見直しの3つのステージが定められているため、今後これらのステージに対応した検討を行うための新規作業計画が各国から提案されている。また、韓国から、海水を使用した漁船用の保冷剤が条約の規制対象外であることを明確化するための新規作業計画が提案されている。

#### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
MEPC 73/4/5 (Japan)	BWMS 試運転時のサンプリング分析には検討事項が多いため、現時点では義務化せず、任意で分析を行うことを提案。
MEPC 73/4/8 (IMarEST)	基準超過時の緊急対応方法（Contingency Measure）について、具体的な措置をバラスト水管理計画書に記載するよう提案。
MEPC 73/15 (Denmark, Ireland, Singapore and ICS)	経験蓄積期間（EBP）におけるデータ分析や条約見直しの検討を行うための新たな議題設置を提案。
MEPC 73/15/5 (Australia, Brazil, Canada, Netherlands, NZ, ROK and IMarEST)	上記提案へのコメント文書。①緊急で対応すべきもの、②時間をかけて検討すべきもの、2つの議題に分けることを提案。

MEPC 73/15/3 (the Republic of Korea)	海水を使用した漁船用の保冷剤がバラスト水管理条約の規制対象外であることを明確化するため、統一解釈 (UI) 等を検討するための新規議題設置を提案。
--------------------------------------	---

## 【審議結果】

### (1) バラスト水処理装置 (BWMS) 試運転時のサンプリング分析

- 試運転時のサンプリングを義務化する条約改正案については、前回会合同様、関心国に対して次回会合に提案することを要請した。
- BWMS 検査時のサンプリング分析に関するガイダンスを承認した。同ガイダンスには、日本提案を踏まえ、①検査を行う造船所等の周辺水域の水を使用できること、②その水の品質を問わないこと、③サンプルの分析手法は簡易分析とすること、等が明記された。

### (2) 緊急対応方法 (Contingency Measure)

- バラスト水管理計画書 (BWMP) への緊急対応方法 (Contingency Measure) に関する記載については、義務化せず、各船舶がそれぞれの判断で記載することとした。

### (3) 新規作業計画

- 経験蓄積期間 (EBP) 中に蓄積されたデータの分析や分析結果に基づく条約等の見直しを検討するための新規作業計画を承認した。但し、条約改正のタイミングは、EBP 期間中は、緊急性が認められる案件を除き、一括で行うこととした。
- 海水を使用した漁船用の保冷剤がバラスト水管理条約の規制対象外であることの明確化を行うための韓国提案は、反対多数により採用されず。

## 2. 燃料油硫黄分 0.50%規制関係（議題5）

### 【経緯】

2018年10月のMEPC 70において、燃料油硫黄分0.50%規制を当初予定通り2020年1月1日に開始することが決定された。その後、汚染防止・対応小委員会（PPR）において、当該規制の統一的実施のため、日本提案に基づく不正対策ガイドライン案や、船舶側に規制対応準備のための「実施計画」作成を促すサーキュラーの素案が作成された。

今次会合では、当該サーキュラー案を最終化・採択するための審議等が行われる予定。その他、一部の国から、経験蓄積期間（EBP）の設置が提案されている。また、これまで通信部会（CG）及び前回国会（MEPC 72）で議論されていた燃料油品質に関するガイダンスの最終化に向けた審議も行われる。なお、日本提案に基づく不正対策ガイドラインは、来年2月のPPR 6の審議を経て、来年5月のMEPC 74で最終化・採択される予定。

### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
MEPC 73/5 (the Secretariat)	PPRでの議論を踏まえ、船舶に規制対応準備のための「実施計画」の作成を促すサーキュラー案を提示。 <ul style="list-style-type: none"> <li>各船舶に、規制対応準備方法（燃料切替スケジュール等）を記載した「実施計画」の作成を推奨。（任意かつ主管庁承認不要。）</li> <li>規制対応準備のガイダンスとして、留出油や混合残渣油使用に当たってのオペレーション上の留意点を提示。これに関連し、本年12月の第100回海上安全委員会（MSC 100）に、安全に関する事項の検討を要請。</li> </ul>
MEPC 73/5/14 (Bahamas, Liberia, Marshall Islands, Panama, BIMCO, INTERTANKO and INTERCARGO)	適切な品質・性状の規制適合油の供給可能性が不透明であることを指摘し、経験蓄積期間（EBP）の設置を提案。 <ul style="list-style-type: none"> <li>EBPでは、規制適合油の使用上の各種課題を収集・分析。</li> <li>EBP中、規制の執行はpragmaticなものとする。</li> <li>分析結果を踏まえ、今後、必要に応じて規制を見直し。</li> </ul>
MEPC 73/5/15 (Liberia)	各国に対し、規制適合油の利用可能性に関する情報を2020年1月に先立って報告することを求める決議を提案。 ※MARPOL 附属書VI第18.1規則に基づき、締約国は、規制適合油の利用可能性をIMOに通報することが義務付けられている。
MEPC 73/5/4 (ICS, INTERTANKO, IPIECA and IBIA)	MEPC 72で議論された燃料供給者のための燃料油品質に関するガイダンスについて、最終化に向けたエディトリアルな改正を提案。 <ul style="list-style-type: none"> <li>サンプル分析機関について、MARPOL 附属書VI 附録VIとの整合を取り、ISO 17025と同等以上の規格に従う旨を記載。</li> <li>Commercial sampleを30日以上船内保管することを推奨。</li> </ul>

#### 【審議結果】

- 船舶に「実施計画」の作成を促すサーキュラーをほぼ当初案通り最終化・採択した。
- 海上安全委員会（MSC）には、「実施計画」に係る安全に関する事項を検討し、必要に応じて適切な措置を講じるよう要請した。
- 経験蓄積期間（EBP）については、（バラスト水管理条約の EBP と混同しないよう）EBP という名称の使用を避けた上で、燃料油の品質や供給に係る情報共有に対象を絞り（規制の緩和や延期は認められない）、関心国に対し、燃料油の品質等に関する情報を IMO に集約するための方策についての具体的な提案を求めることとした。
- 規制適合油の利用可能性に関する情報については、各国政府に対し、2020 年 1 月に先立って当該情報を IMO に報告するよう求めることとした。
- 燃料供給者のための燃料油品質に関するガイダンス（ベストプラクティス）を最終化・承認し、石油業界等の関係業界に適切に周知を図ることとした。

### 3. EEDI 規制関係（議題 5）

#### 【経緯】

#### （1）EEDI レビュー

2013 年に発効した EEDI 規制は、段階的に規制値が強化されている。MEPC 73 に向けて、我が国がコーディネーターを務める通信部会（CG）において、2025 年から適用予定のフェーズ 3（基準値比  $\Delta 30\%$ ）の規制値・開始年について、技術開発動向等を踏まえたレビューを実施してきた。今次会合では、我が国からの CG 報告等を基に、フェーズ 3 の規制値・開始年を検討する予定。

#### （2）最低出力規制／非常用出力

エンジンの過度な小型化を制限する最低出力規制と EEDI 規制との両立を図るため、非常用出力（通常時は制限された出力で航行し（当該出力を EEDI 算定にも利用）、荒天時などの非常時のみ出力制限を解除可能とするもの）を導入する提案が出されている。

#### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
<b>EEDI フェーズ 3 レビュー</b>	
MEPC 73/5/2 (Japan)	フェーズ 3 レビューの CG 報告。以下の規制値・基準年を勧告。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制値はいずれも基準値比 <math>\Delta 30\%</math>。</li> <li>・コンテナ船の開始年は 2022 年に前倒し。</li> <li>・バルカー・タンカー・RORO・ROPAX の開始年は 2025 年を維持。</li> <li>・その他の船種についてはデータ不足のため勧告せず。</li> </ul>
MEPC 73/5/8 (Japan)	上記 CG 報告・勧告に対する日本意見。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バルカー・タンカーの開始年は勧告通り 2025 年を維持。</li> <li>・大型コンテナ船の規制値は <math>\Delta 40\%</math> に強化。</li> <li>・基準値（ref. line）設定時のデータ偏在のため基準値が厳しく設定された大型バルカー・タンカーは、基準値を修正。</li> </ul>
MEPC 73/5/6 (ICS, BIMCO, CLIA, IPTA and WSC)	基準値の変更に反対し、必要があれば削減率を緩和すべきと主張。
<b>最低出力規制</b>	
MEPC 73/5/1 (Germany, Norway and Spain)	EEDI 規則と最低出力要件による要求の競合に対する解決策として、非常用出力を設けることを提案。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・EEDI 値は制限された出力の 75% での船速等を用いて算定。</li> <li>・非常時に限り、当該軸馬力制限を解除可能。</li> <li>・最低出力規制は不要であり、当該規定を MARPOL 条約から削除。</li> </ul>
MEPC 73/5/13 (ICS et al) ※海運 5 団体等連名	非常用出力提案のうち、最低出力規制の削除に反対。
MEPC 73/5/16 (the United States)	非常用出力提案に対し、EEDI 規制の目的を損なうものとして反対。

## 【審議結果】

### (1) EEDI レビュー

- フェーズ3 適用時期・規制値について、以下の通りとなった。(詳細は下表)
  - ✓ コンテナ船
    - ・適用時期：2022年に前倒し。
    - ・規制値：基準値から40%減に強化。但し、小型船の規制値については継続審議。  
世界海運評議会（WSC）が具体的な規制値をMEPC 74に提案する意向<sup>※</sup>。  
※18万DWT～：45%、12～18万DWT：40%、5～12万DWT：35%、それ以下は30%
  - ✓ バルカー・タンカー
    - ・適用時期：2025年を維持。
    - ・規制値：30%を維持。大型船のリフェレンスライン改正は採用されず。
  - ✓ 一般貨物船
    - ・適用時期：2022年に前倒し。
    - ・規制値：30%を維持。
  - ✓ その他
    - ・適用時期：2022/25年の両論併記で継続審議。
    - ・規制値：30%を維持。
- 継続審議となった事項については、我が国がコーディネーターを務める通信部会（CG）において引き続き検討を行うとともに、関心国が、MEPC 74に提案文書を提出することとなった。

### (2) 最低出力規制／非常用出力

- 最低出力ガイドラインの最終化に引き続き取り組むことに合意した。
- 非常用出力については、操船性や認証方法等について懸念が示されたが、最低出力規制とEEDI強化を両立させるための方策として、引き続き検討することに合意した。

EEDI規制：現行規制と改正案の比較

	現行規制	改正案			
		コンテナ船	一般貨物船	バルカー/タンカー	その他
フェーズ0	基準値以上 (2013～)	基準値以上 (2013～)	基準値以上 (2013～)	基準値以上 (2013～)	基準値以上 (2013～)
フェーズ1	10%以上強化 (2015～)	10%以上強化 (2015～)	10%以上強化 (2015～)	10%以上強化 (2015～)	10%以上強化 (2015～)
フェーズ2	20%以上強化 (2020～)	20%以上強化 (2020～)	20%以上強化 (2020～)	20%以上強化 (2020～)	20%以上強化 (2020～)
フェーズ3	30%以上強化 (2025～)	<b>40%以上<sup>*1</sup>強化(2022～)</b>	30%以上強化 <b>(2022～)</b>	30%以上強化 (2025～)	30%以上強化 <b>(2022/25<sup>*2</sup>～)</b>

\*1: 小型コンテナ船の規制値は引き続き検討

\*2: 適用時期を引き続き検討

基準値は過去10年間(1999～2008)に建造された船舶の平均値  
各規制の適用時期は船舶の建造契約が結ばれた時期による

#### 4. GHG 削減戦略関係（議題7、中間会合）

##### 【経緯】

本年4月のMEPC72において、①2030年までに平均燃費40%改善、②2050年までにGHG排出量50%削減、③今世紀中のGHGゼロ排出といった削減目標等やその実現のための対策候補を盛り込んだ「GHG削減戦略」が採択された。今後、この実現に向け、各種対策を検討し、実施することとなる。

今次会合では、各種対策の検討に向けた今後の作業スケジュールや、政策決定の判断材料としてIMOが実施する長期的なGHG排出量予測調査（GHG Study）のタイムライン・スコープを審議する予定。その他、一部の国から、具体的な短期対策のコンセプトが提案されている。（作業スケジュールについては、前週のGHG中間会合でも審議。）

##### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
<b>各種対策の検討に向けた今後の作業スケジュール</b>	
ISWG-GHG 4/2 (Norway)	優先度の高い対策（※）を特定し、2023年までの合意を提案。 （※）EEDI強化（非常用出力導入）、現存船EEDI遡及適用、揮発性有機化合物（VOC）対策、ライフサイクル燃料炭素密度算定。
ISWG-GHG 4/2/2 (Australia and Japan)	来年4月のMEPC74に具体的な対策案を提出させ、CG等によりデータ分析や影響評価等を並行して行い、2022年までの合意を提案。
ISWG-GHG 4/2/3 (Antigua and Barbuda, Kenya, Marshall Islands, Palau, Solomon Islands, Tonga, Tuvalu)	小島嶼開発途上国（SIDs）や後発開発途上国（LDC）への影響評価も行いつつ、2023年までの合意を提案。MBMの早期着手も主張。
ISWG-GHG 4/2/6 (China)	対策候補を3類型化し、以下の流れで2023年までの合意を提案。 1. 既存制度（EEDI等）：引き続き検討を継続→合意 2. 強制的対策：速やかに検討に着手し、データ分析実施→合意 3. 任意的対策：データ分析を経ずに早期に合意 3.の例として国別行動計画（NAP）を提示。
ISWG-GHG 4/2/12 (Argentina, Brazil, China, India, Indonesia and the Philippines)	国々への影響評価のガイドライン策定を提案。
ISWG-GHG 4/2/13, 14 (Belgium et al) ※欧州10か国連名	2020年までの短期対策の合意と2023年までの中・長期対策の合意を提案。短期対策候補として、SEEMP定期検査化、SEEMP目標設定義務化、速度規制、運航効率規制等を提示。
MEPC 73/7/2 (CESA et al) MEPC 73/7/3 (CESA) ISWG-GHG 4/2/5 (CESA)	短期対策として、①現存船へのEEDI遡及適用、②SEEMP定期検査化、③SEEMP目標設定義務化を提案。また、ライフサイクル燃料炭素密度算定の必要性を主張。

ISWG-GHG 4/2/8 (CSC)	短期対策として 2022 年からの速度規制を提案。
ISWG-GHG 4/2/10 (Liberia, ICS, BIMCO, INTERTANKO, INTERCARGO, IPTA)	短期対策として SEEMP 定期検査化を提案。
ISWG-GHG 4/2/11 (France)	MBM の早期検討開始を提案。(具体的な手法は特定せず。)
ISWG-GHG 4/3/2 (Panama)	短期対策として航路最適化を提案。
<b>GHG Study のタイムライン・スコープ</b>	
MEPC 73/7 (the Secretariat)	タイムライン・スコープ素案を提示。2019 年夏入札、同年秋契約、2020 年春中間報告、同年秋最終報告予定。
MEPC 73/7/7 (China)	Study で運航効率の定義を明確化し、GHG 削減戦略の基準年である 2008 年の運航効率と排出量を試算するよう提案。
MEPC 73/7/8 (Australia et al)	Study でルート別・国別の分析を行うべきでない指摘。また、運航効率の定義を明確化するよう提案。
MEPC 73/7/10 (Argentina, Brazil, China, India, Indonesia and the Philippines)	先進国・途上国の代表からなる委員会を設置し、Study の実施状況を監督するよう提案。また、Study のタイムラインを伸ばした上で、2100 年までの排出量予測や途上国への影響評価の実施を提案。

#### 【審議結果】

- 日豪共同提案や中国提案をベースに、2023 年までの短期対策の合意を目指したアクションプランを作成・承認した。
  - ✓ 短期対策候補を、①既存制度の強化 (EEDI・SEEMP)、②新規対策のうちデータ分析が必要なもの、③新規対策のうちデータ分析が不要なもの、に分類。
  - ✓ いずれについても、各国に対し、来年 5 月の MEPC 74 に具体的な対策案を提案するよう求めることとなった。
  - ✓ 中長期対策についても、各国の提案を踏まえて検討を行うこととなった。
- 短期対策等の検討をさらに進めるべく、次回 MEPC 74 の前週 (5/7-10) に、第 5 回 GHG 中間会合を開催することとなった。
- 4th GHG Study の TOR 案に合意した。先進国の意見を踏まえ、将来の GHG 排出量の推計に特化することとし、インパクト評価等の項目は削除。なお、推計手法等の詳細について、今後、専門家会合 (時期未定) で議論した上で、来年 5 月の MEPC 74 で TOR を最終決定することとなった。

## 5. 船舶からの海洋プラスチックごみ関係（議題8）

### 【経緯】

2017年11月の第30回総会（A30）において、EU諸国や島嶼国からの共同提案に基づき、船舶等から発生するプラスチックごみ等による海洋汚染防止にIMOとして更に取り組む必要性が確認され、有志国に対してMEPC 72に具体的な提案を行うよう要請された。

本年4月のMEPC 72では、アイスランド・ノルウェー・バヌアツ・マーシャル・パラオからの共同提案に基づき、本件に対処するための新規アウトプットをMEPCの2年議題（2018-2019年）に追加することが合意された。これを受け、MEPCでは、2020年を目標完成年としアクションプランを策定することとなった。

### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
MEPC 73/8/2 (Chile, Cook Islands, Fiji, Ghana, Iceland, Jamaica, Kiribati, Marshall Islands, Monaco, Norway, Palau, Solomon Islands, Tuvalu, Vanuatu and SPREP)	アクションプランの素案を提示。また、MEPC73でのWG設置、PPRの下でのCG設置についても提案。 【アクションプランの主要内容】 ・IMOでの調査（漂流ゴミ実態調査、船体塗料影響調査）の実施 ・漁具マーキング義務化、偶発流出時の報告制度厳格化 ・現行、外航400GT以上の廃棄物記録簿対象船を拡大 ・STCW,STCW-F条約に基づくトレーニングコースの追加 ・グレーウォーター規制強化
MEPC 73/8/3 (EC, et al) ※欧州28か国の共同提案	アクションプランの素案を提示。 【アクションプランの主要内容】 ・港湾処理施設の確保と船舶側のゴミ分別の徹底 ・FAO策定の漁具マーキングガイドラインの附属書Vへの取込み ・海洋投棄禁止廃棄物の陸揚げに係る監視強化 ・漁業中に漁具で回収された廃棄物の処理に対するインセンティブ制度の検討 ・IMOのキャパビル基金（ITCP）の活用
MEPC 73/8/4 (New Zealand)	8/2へのコメント文書。概ね支持しつつ、PPRのTOR案も提案。 ・廃棄物記録簿の対象を（現行外航船のみであるところ）全船舶に拡大し、かつ、裾切りを400GTから100GTに引き下げ。 ・漁具の偶発流出時の報告制度の厳格化 ・漁具マーキング制度設計
MEPC 73/8/5 (India)	アクションプランの素案を提示。 ・港湾料金の増額を原資とするプラスチックごみ・漁具の港湾受入施設における無料受入制度の検討 ・レジ袋の分別・記録の義務化 ・UNDP、GEFなどの途上国支援基金を活用した、新規キャパビルプロジェクトの立ち上げ

#### 【審議結果】

- 海洋プラスチックごみ対策のために今後 IMO で検討すべき項目等を盛り込んだ行動計画「アクションプラン」を採択した。また、アクションプランの完了目標年は、持続可能な行動計画（SDGs14）の目標年である 2025 年となった。アクションプランに盛り込まれた主な内容は以下の通り。
  - ✓ 漁具への IMO 番号マーキング制度導入の検討
  - ✓ 廃棄物記録簿の対象拡大に向けた MARPOL 附属書 V のレビュー
  - ✓ マイクロプラスチックの影響評価（船体塗料やグレーウォーターが含まれ得る）
  - ✓ 海洋プラスチックごみに係る IMO Study の実施（GESAMP と共同実施。調査対象・調査方法等は、CG を設置して検討。）
- 上記アクションプランの実施に向けた具体的事項について、今後、汚染防止・対応小委員会（PPR）で検討を進めることとなった（次回は来年 2 月の PPR 6）。

## 6. 船体付着・水中騒音関係（議題 18）

### 【経緯】

#### （1）船体付着

2011年7月のMEPC 62において、船体付着生物管理のための非強制ガイドライン（計画書・記録簿の作成や船体洗浄等を推奨）が採択された。また、同ガイドラインの実施状況・実効性をレビューすることも合意されたが、これまで一度も行われていない。

本年4月のMEPC 72において、豪州等からの提案により、2020～2021年の2年間をかけてPPR小委員会に置いてレビューを行うことが決定された。

#### （2）水中騒音

2014年4月のMEPC 66において、商船からの水中騒音低減のための非強制ガイドライン（設計上の考慮やプロペラ洗浄等を推奨）が承認された。

本年4月のMEPC 72では、カナダが、各国に対し、MEPC 73での新規議題設置の共同提案を呼びかけたものの、今次会合では、新規議題設置は提案されていない。

※水中騒音については、IMOの他、生物多様性条約や国連総会（海洋法関連）でも議論されており、また、EUが各国に独自規制の設定を推奨するなど、規制化に向けた国際的な機運が高まっている状況にある。

### 【主な提案文書】

文書番号・提案国	概要
MEPC 73/18/1 (the Islamic Republic of Iran)	バラスト水管理条約だけでは海洋生物の越境移動を防げないことを指摘し、船体付着生物の移動に関する包括的かつ効果的な規制の検討を行うべきと提案。
MEPC 73/18/4 (Canada and New Zealand)	船舶由来の水中騒音が海洋生物に悪影響を与えていると指摘し、船舶設計の改善とメンテナンスが長期的に有効と主張。また、来年1月末に船舶の静音技術に係るワークショップを開催する旨を紹介。

## 【審議結果】

### (1) 船体付着

- 船体付着生物対策の重要性を認識し、本件について、2020年の汚染防止・対応小委員会第7回会合（PPR 7）から開始される船体付着生物管理のためのガイドラインのレビューにおいて、さらに検討を進めることとなった。
- また、豪州・NZが、PPR 7での議論開始に向けて意見交換を行うための非公式会合を開催。メールベースで意見交換・情報交換を継続していくこととなった。

### (2) 水中騒音

- カナダが、船舶由来の水中騒音が海洋生物に悪影響を与えていると指摘し、船舶設計の改善とメンテナンスが長期的に有効と主張。また、来年1月末に船舶の静音技術に係るワークショップを開催する旨を紹介。各国が、ワークショップの開催を歓迎する旨を表明した。
- また、カナダが、上記ワークショップの議題等に関する意見交換を行うための非公式会合を開催。規制を義務化すべきとの意見や、GHG削減との両立可能性に関する意見等が示された。

以 上

ANNEX

Streams of activity	2018		2019		2020		2021		2022		2023
	MEPC 73	MEPC 74	MEPC 75	MEPC 76	MEPC 77	MEPC 78	MEPC 79	MEPC 80			
<b>Candidate short-term measures (Group A) that can be considered and addressed under existing IMO instruments<sup>2</sup></b>	Invite concrete proposals	Consideration of proposals	Consideration and decisions on candidate short-term measures that can be considered and addressed under existing IMO instruments e.g. further improvement of the existing energy efficiency framework with a focus on EEDI and SEEMP, ITCp <sup>3</sup>								
<b>Candidate short-term measures (Group B) that are not work in progress and are subject to data analysis</b>	Invite concrete proposals	Consideration of proposals	Consideration and decisions on candidate short-term measures that are not work in progress and are subject to data analysis, consistent with the Roadmap <sup>3</sup>								
<b>Candidate short-term measures (Group C) that are not work in progress and are not subject to data analysis</b>	Invite concrete proposals	Consideration of proposals	Data analysis, in particular from IMO Fuel Oil Consumption DCS								
<b>Candidate mid-/long-term measures and action to address the identified barriers</b>	Invite concrete proposals	Consideration of proposals including identification of barriers and action to address	Consideration and decisions on candidate short-term measures that are not work in progress and are not subject to data analysis e.g. National Action Plans guidelines, lifecycle GHG/carbon intensity guidelines for fuels, research and development <sup>3</sup>								
<b>Impacts on States<sup>4</sup></b>	Invite concrete proposals	Finalization of procedure	Progress made and timelines agreed on the development of mid- and long-term measures								
<b>Fourth IMO GHG Study</b>	Scope	Initiation of the Study	Progress report	Final report	Measure-specific impact assessment, as appropriate, consistent with the Initial Strategy, in particular paragraphs 4.10 to 4.13						
<b>Capacity-building, technical cooperation, research and development</b>	Development and implementation of actions including support for assessment of impacts and support for implementation of measures										
<b>Follow-up actions towards the development of the revised Strategy</b>	Ship fuel oil consumption data collection pursuant to regulation 22A of MARPOL Annex VI (DCS)										
	Initiation of revision of the Initial Strategy taking into account IMO DCS data and other relevant information										
	Adoption of revised Strategy										

<sup>2</sup> Includes ongoing work pursuant to regulation 21.6 of MARPOL Annex VI.

<sup>3</sup> "In aiming for early action, the timeline for short-term measures should prioritize potential early measures that the Organization could develop, while recognizing those already adopted, including MARPOL Annex VI requirements relevant for climate change, with a view to achieve further reduction of GHG emissions from international shipping before 2023" (paragraph 4.2 of the Initial Strategy).

<sup>4</sup> Assessment of impacts on States to be undertaken in accordance with the procedure to be developed by the Organization.